

## 建設業における交通労働災害防止のための留意事項(中央労働基準監督署)

### 1 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成6年2月18日付け基発第83号)

(改正 平成20年4月3日付け基発第0403001号)

### 2 交通労働災害防止のためのガイドラインに係る留意事項について

(平成20年4月3日付け基安安発第0403001号)

上記通達から建設業の元請事業場として配慮可能な事項について (抜粋)

- ① 走行計画の作成及び指示 ⇒ 通勤ルートの確認 (距離・時間・休憩)  
※特に長時間運転する計画の場合には休憩時間の設定を行う。  
休憩時間の定めを行った場合に、災害が発生しにくくなるという統計が出ている。  
※早朝時間帯においては、体温が一日のうちで最低となり、反応時間の遅延、眠気の高まり等をもたらすとの調査結果がある。
- ② 交通安全教育の実施 ⇒ 実施状況の確認・元請として援助  
※下請業者が多数入る大規模現場については、運転者の交通安全教育を主眼とした安全教育を計画することも検討してほしい。
- ③ 交通危険予知訓練の実施 (継続的に実施することが望ましい)  
⇒ 元請として援助  
※指差呼称を導入することも検討
- ④ 自動車運転以外の業務の軽減等の配慮 ⇒ 作業分担の配慮・確認
- ⑤ 荷主・元請事業者としての配慮 ⇒ 荷の積み下ろし作業設備の配置  
荷台からの墜落転落災害の防止対策・シート掛けの際の対策

毎年行われている全国安全週間においても、業種横断的な労働災害防止対策として、交通労働災害防止について下記5項目を実施要綱に記載しています。

- ① 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ② 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ③ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ④ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑤ 健康診断及び診断結果に基づく保健指導等の措置の実施、長時間労働を行った運転者に対する面接指導等の実施、労働時間の短縮等の就業上の措置の実施

平成28年度 全国安全週間スローガン

見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険  
みんなで見つける 安全管理



## 建設業労働災害防止対策要綱（建設業労働災害防止協会）

（交通労働災害の防止について抜粋）

- ①運転者に交通安全教育を行うとともに、過労による交通労働災害を防止するため、長時間継続した運転を行わせないように管理する。  
⇒（元請事業場として情報提供）
- ②見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路肩等の危険箇所では、誘導による安全運転を励行する。 ⇒（現場内の道路状況の確認）
- ③降雨等によるスリップ事故を防止するための措置を講ずる。
- ④作業者の送迎等のため、マイクロバス、ワゴン車等を使用するときは、安全な運行経路を選定し、資格者のうち特に運転技能のすぐれた者に運転を行わせ、また、作業者に運転業務を行わせるときは、休養等について配慮する。  
⇒（作業強度の管理・休憩の設定）
- ⑤工事現場内での工事車両（車両系建設機械を除く）を運行する場合には、運行経路および誘導者を定めて行わせる。 ⇒（誘導者の配置）
- ⑥自動車の点検を（走行前、途中、走行後）実施する。特にタイヤの磨耗等に注意する。 ⇒（車両の状況確認）
- ⑦最大積載量を超えて積載させない。 ⇒（現場内での状況確認）
- ⑧運転者の定期健康診断の実施状況および運転前の健康状態を把握する。  
⇒（状況確認）
- ⑨シートベルト着用を励行させる。 ⇒（状況確認）
- ⑩運転中における携帯電話の使用を禁止させる。 ⇒（教育）
- ⑪道路工事等における進入車両等による危険防止（もらい事故防止）の徹底に努める。 ⇒（現場における人員・設備の配置計画の確認）
- ⑫道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設定する。⇒（同上）
- ⑬厚生労働省が示した「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。⇒（内容確認・周知）